

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻蛇田複合商業施設
石巻市蛇田字金津町10番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナラティブ 代表取締役 粕川 洋介
仙台市青葉区花京院二丁目1番5号
株式会社金港堂 代表取締役 藤原 直
仙台市青葉区福沢町9番13号
- 3 市町村の意見の概要
(1) 環境保全上の意見について
 - ① 騒音・振動に関する事項
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。
今後、騒音、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
 - ② 光害に関する事項
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。
 - ③ 工事に関する事項
工事に伴う粉塵や騒音等については、関係法令を遵守するとともに、必要な粉塵飛散及び騒音抑制措置等を講ずること。
 - ④ 廃棄物に関する事項
廃棄物等からの資源循環を図り、資源循環できないものについては適正処理を推進していただくため、石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等

に関する条例第11条の規定により、店舗新設後に下記イ～ハの書類を廃棄物対策課宛に提出すること。

イ 事業系一般廃棄物の減量化及び処理計画書（様式第1号）

ロ 事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第3号）

ハ テナント事業者名簿【※】（【※】は該当ある場合のみ）

⑤ その他の事項

事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。

（2）教育委員会からの意見について

出店の届出のあった箇所については、主要道路が交差する箇所であり、日頃から周辺の交通量は多く、東日本大震災後は周辺に復興住宅等の居住者も増え、更に交通量が増加している状況である。

学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、実態をつかみながら具体的に児童への指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、ますます周辺道路の交通量の増加が予想され、登下校中の児童の交通事故の発生が憂慮される。このことから同店駐車場出入り口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。

（3）建設に係る意見について

① 道路に関する事項

新たに店舗乗入口設置・改良等で道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議のうえ道路工事施行承認申請書（道路法第24条）を道路課へ提出すること。

② 都市計画に関する事項

石巻市立地適正化計画の届出対象区域内であり、かつ、大規模小売店舗（店舗面積2,000㎡以上）に該当するため、届出書に記載された改修の内容が改築に該当する場合は届出が必要となる。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

令和7年11月28日から令和7年12月29日まで（ただし、閉庁日を除く。）